指定障害者支援施設指定基準

Ver. 2.1

平成22年9月

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部 障害サービス課事業支援グループ

目次

■指定基準

1 昼間実施サービス 生活介護	••••• РЗ
2 昼間実施サービス 自立訓練(機能訓練)	••••• P5
3 昼間実施サービス 自立訓練(生活訓練)	DC
3 昼间美施サービス 日立訓練(生活訓練)	••••• P6
4 昼間実施サービス 就労移行支援	····· P7
5 複数の昼間実施サービスを行う場合	••••• P8
6 施設入所支援	••••• P9
2.42.43.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.	D11
7 経過的障害者支援施設	••••• P11
8 経過措置	••••• P12
■参考資料	
参考資料1 用語の定義	····· P15
参考資料2 常勤換算について	••••• P16
参考資料3 サービス管理責任者の実務経験要件	••••• P17

障害者支援施設指定基準

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)

障害者支援施設最低基準

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)

1 障害者支援施設(昼間実施サービス:生活介護)

昼間実施サービス・・・・障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

施設障害福祉サービス · · · 障害者自立支援法第5条第1項に規定する<u>施設障害福祉サービス</u>(施設入所支援、生活介護、自立訓練、就 労移行支援)をいう。

(1) 人員に関する基準

(1) 人員に関する基準	
	□ 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	□ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で(a)から(c)までに掲げる前年度の利用者の数に係る障害程度区分の平均値の区分に応じ、それぞれ(a)から(c)までに掲げる数とする
	(a)障害程度区分の平均値が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (b)障害程度区分の平均値が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (c)障害程度区分の平均値が5以上 利用者の数を3で除した数以上
	□ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
① 従業員の員数等	□ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
	□ 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
	□ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。
	 口 生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
	生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が1又は同時に複数の利用者に対して、一体的に行われるものをいい、生活介護の単位の利用 定員は20人以上とする。
	□ 従業員は、生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
② サービス管理責任者	□ 生活介護を提供する利用者の(イ)又は(ロ)に掲げる数の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる数 (イ)利用者の数が60人以下 1以上 (ロ)利用者の数が61人以上 利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 *利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
	□ 1人以上は、常勤の者でなければならない。
③ 施設長(管理者)	□ 障害者支援施設ごとに1人。
	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければならない。
	□ 専らその職務に従事する者であること。
	□ ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該 障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 定員に関する基準

	□ 昼間実施サービスを行う障害者支援施設の定員 20人以上
	□ 入所を目的とする他の社会福祉施等に併設する障害者支援施設については10人以上。
① 定員	□ 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の定員 6人以上
	□ ただし、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの定員の合計が20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設については、12人以上)でなければならない。

(3) 設備に関する基準

	 (構造設備) □ 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 □ 指定障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
	・耐火建築物 建築基準法第2条第9号の2に規定 ・準耐火建築物 建築基準法第2条第9号の3に規定
① 構造設備	□ 都道府県知事、指定都市・中核市の市長は、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 1 スプリンクラー設備の設置、天井等への内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 2 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 3 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
	□ 訓練・作業室 (1) 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 (2) 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
②設備の基準	│ □ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 │ │ □ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
	□ 便所 利用者の特性に応じたものであること。
	□ 多目的室その他の運営上必要な設備を備えること。

2 障害者支援施設(昼間実施サービス:自立訓練(機能訓練))

(1) 人員に関する基準

	□ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)ごとに、常勤換算方法で、前年度の利用者の数を6で除した数以上。 *利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
	□ 看護職員の数は、自立訓練(機能訓練)ごとに、1人以上。
	□ 看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
① 従業員の員数等	□ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練(機能訓練)ごとに、1人以上。 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
	口 生活支援員の数は、自立訓練(機能訓練)ごとに、1人以上。
	□ 生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
	□ 利用者の居宅を訪問することにより、指定自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、上記の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を置くものとし、その数
	□ 従業員は、専ら当該自立訓練(機能訓練)の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の 支援に支障がない場合はこの限りではない。
② サービス管理責任者	□ 自立訓練(機能訓練)ごとに、(イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる数。 (イ)利用者の数が60人以下 1以上 (ロ)利用者の数が61人以上 利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 *利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。 □ 1人以上は、常勤の者でなければならない。
	□ 障害者支援施設ごとに1人。
③ 施設長(管理者)	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければならな
② 爬政政(自座有)	ロ 専らその職務に従事する者であること。
	□ ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、 又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
(2) 定員に関する基準	
① 定員	□ 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。
(3) 設備に関する基準	
① 設備及び備品	□ 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。

3 障害者支援施設(昼間実施サービス:自立訓練(生活訓練))

(1) 人員に関する基準

(1)八貝に因うる卒中	
	□ 生活支援員 常勤換算方法で、前年度の利用者の数を6で除した数以上。
	□ 生活支援員の数は、1以上とする。
	□ 生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
① 従業員の員数等	□ 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)を置いている自立訓練(生活訓練)については、生活支援員及び当該看護職員の総数を、当該自立訓練(生活訓練)ごとに、常勤換算方法で、前年度の利用者の数を6で除した数以上とすることができる。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上と*利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
	□ 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、生活支援員の上記の 規定に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を置くものとし、そ の数は1以上。
	□ 従業員は、専ら当該自立訓練(生活訓練)の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
② サービス管理責任者	□ 自立訓練(生活訓練)ごとに、(イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる数。 (イ)利用者の数が60人以下 1以上 (ロ)利用者の数が61人以上 利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 *利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。 □ 1人以上は、常勤の者でなければならない。
	□ 障害者支援施設ごとに1人。
③ 施設長(管理者)	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会 福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければな
⑤ 施設技(官項目)	□ 専らその職務に従事する者であること。
	□ ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
(2) 定員に関する基準	

① 定員	□ 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。
------	----------------------------

(3) 設備に関する基準

① 設備及び備品	□ 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。
----------	----------------------------

4 障害者支援施設(昼間実施サービス:就労移行支援)

(1) 人員に関する基準

	□ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、前年度の利用者の数を6で除した数以 *利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
	□ 職業指導員の数は、1以上とする。
	口 生活支援の数は、1以上とする。
	□ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。
	口 就労支援員 常勤換算方法で、前年度の利用者の数を15で除した数以上
	口 就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
① 従業員の員数等	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合
	□ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、前年度の利用者の数を10で除した数以
	□ 職業指導員の数は、1以上とする。
	口 生活支援員の数は、1以上とする。
	□ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。
	□ 従業員は、専ら当該就労移行支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に 支障がない場合はこの限りではない。
	□ 就労移行支援ごとに、(イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に 掲げる数。
	(イ)利用者の数が60人以下 1以上 (ロ)利用者の数が61人以上 利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて
② サービス管理責任者	得た数以上 *利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
	□ 1人以上は、常勤の者でなければならない。
	□ 障害者支援施設ごとに1人。
	□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福
③ 施設長(管理者)	祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければならな□ 専らその職務に従事する者であること。
	□ 等のでの職務に促事する自じめること。 □ ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、
	又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
(2) 定員に関する基準	
① 定員	□ 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。
(3) 設備に関する基準	
	□ 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。
① 設備及び備品	□ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)に規定する設備を有すること。

5 複数の昼間実施サービスを行う場合

(1) 複数の昼間実施サービスを行う場合の人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設(昼間実施サービスの定員の合計が20人未満であるものに限る)に置くべき従業者の員数については、それぞれ(生活介護、自立訓練、就労移行支援の従業員の員数)の規定に関わらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。
② サービス管理責任者	□ 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者の数については、それぞれ(生活介護、自立訓練、就労移行支援のサービス管理責任者の員数)の規定に関わらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、次に掲げる数とすることができる。この規定により置くべきものとされるサービス責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 1 利用者の数の合計が60人以下 1以上 2 利用者の数の合計が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 定員に関する基準

(4) 化貝に因りの卒件	
	□ 昼間実施サービスを行う障害者支援施設の定員 20人以上
	□ 入所を目的とする他の社会福祉施等に併設する障害者支援施設については10人以上。
① 定員	□ 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の定員 6人以上
	□ ただし、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの定員の合計が20人以上 (入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設については、12人以 上)でなければならない。

6 障害者支援施設(施設入所支援)

(1) 人員に関する基準

□ 生活支援員施設入所支援の単位ごとに、利用者の数が60人以下 1人以上利用者の数が60人以上 利用者の数が60人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上 □ ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。 * 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。 施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に複数の利用者に対して、一体的に行われるものをいい、施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。 施設入所支援における夜勤時間帯・・・・・午後10時から午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、障害者支援施設ごとに設
□ 従業員は、施設入所支援の単位ごとに専ら当該施設入所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 生活支援員 1以上 □ 職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。
□ 指定障害者支援施設において提供する昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責理責任者が兼ねる。
 □ 障害者支援施設ごとに1人。 □ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事したもの又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければならない。 □ 専らその職務に従事する者であること。 □ ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事するこができる。

(2) 定員に関する基準

① ➡□	口 30人以上
① 定員	□ 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設については、10人以上。

^{*}報酬算定上の留意事項通知・・・・・「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項通知について」(平成18年10月31日障発第1031001号)

(3) 設備に関する基準	<u>L</u>
	□ 構造設備の一般原則 (生活介護の設備に関する基準、構造設備の一般原則参照)
	居室 口 居室の定員は4人以下であること。
	□ 地階に居室を設けてはいけない。
	□ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上であること。
	□ 寝台又はこれに代わる設備を整えること。
	口 1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下または広間に直面して設けること。
	□ 必要に応じて利用者の身の回りの品を保管することができる設備を整えること。
	ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	食堂
① 設備及び備品	□ 必要な備品を備えること。
	浴室 □ 利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所 口 居室のある階ごとに設けること。
	□ 利用者の特性に応じたものであること。
	便所 □ 居室のある階ごとに設けること。
	□ 利用者の特性に応じたものであること。
	相談室 □ 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	廊下幅 □ 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は1.8メートルとすること。
	□ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者の円滑な往来に支障がないようにしな ければならない。

7 経過的障害者支援施設

経過的障害者支援施設・・・・平成24年3月31日までの間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設

・経過措置利用者・・・ 厚生労働大臣が定めるもの(特定旧法受給者(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者をいう。)のうち、法附則第22条第3項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者及び平成18年9月30日において現に入所していた特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。)を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市町村長が認めた者)のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型を受けるもの

(1) 人員に関する基準

	① 生活介護を行う場合 ア 医師、機能訓練指導員及びサービス管理責任者 通常の指定障害者支援施設の場合と同じ。
	イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 □ 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で 経過措置利用者以外の利用者に対する必要数と経過措置利用者の数を10で除して得た 数の合計数以上 □ 看護職員と生活支援員はそれぞれ1以上
	□ 看護職員と生活支援員のうち、1人以上は常勤
	② 自立訓練(機能訓練)を行う場合 □ 通常の指定障害者支援施設の場合と同じ。
	③ 自立訓練(生活訓練)を行う場合 □ 通常の指定障害者支援施設の場合と同じ。
	④ 就労移行支援を行う場合 □ 通常の指定障害者支援施設の場合と同じ。
① 従業員の員数等	⑤ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合 ア 職業指導員及び生活支援員の総数 □ 常勤換算方法により、利用者の数を10で除して得た数以上 (職業指導員及び生活支援員の員数は、雇用関係の有無を問わず、利用者たる障害者の人数に基づき算定すること。)
	□ 職業指導員 1以上□ 生活支援員 1以上□ 職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。
	イ サービス管理責任者 口 生活介護の場合と同じ
	⑥ 施設入所支援を行う場合 □ 通常の指定障害者支援施設の場合と同じ。
	□ ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続B型を受ける者又は経過措置利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。
	□ 上記における利用者の数は、前年との平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合には、推定数による。
	□ 従業員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練(機能訓練)、当該自立訓練(生活訓練)、当該就労移行支援、当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
	□ 昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、上記の「①従業員の員数等」
	にかかわらず、当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
② 複数の昼間実施 サービスを行う経過的 障害者支援施設におけ る従業者の員数	□ 上記の「①従業員の員数等」にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち経過措置利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
	一 利用者者の数の合計が60以下 1以上
	二 利用者者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 設備に関する基準

① 設備

□ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

8 経過措置

(1) 多目的室の経過措置

多目的室

□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改装された部分を除く。)については、当分の間、多目的室を設けないことができる。

(2) 居室の定員の経過措置

居室の定員

施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改装された部分を除く。)について、

居室の定員は、原則として4人以下とする。

(3) 居室面積の経過措置

	□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設(旧指定身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮又は身体障害者福祉法第17条の32第1項の規定する国立施設又は障害者自立支援法第5条第1項に規定するのぞみの園が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とする。
居室面積	□ 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設が施設 障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4.4平方メートル以上とする。
	□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者入所授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者入所更生施設、指定知的障害者通勤寮であって、旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とする。

(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置

ブザー

□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者入所授産施設、 指定知的障害者入所更生施設、指定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精 神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する 場合におけるこれらの施設の建物について、

当分の間、ブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(5) 廊下幅の経過措置

	□ 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設又は指定知的障害者入所授産施 設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、
	廊下幅は1.35メートル以上とすること。ただし中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。
	□ 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、指定基準第6条第2項第8号の規定は、当分の間適用しない。
廊下幅	□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、指定基準第6条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。
	指定基準第6条第2項第8号 廊下幅

参考資料1

用語の定義

「常勤換算方法」	当該事業所の従業者の「勤務延べ時間数」を当該事業所において常勤の従業者が従事すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。
「勤務延べ時間数」	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機時間を含む)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入できる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。
「常勤」	指定に係る事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していること。同一事業者によって指定に係る事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととなる。
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」	原則としてサービスの提供時間帯を通じて指定に係るサービス以外の職務に従事しないことをいう。 この場合のサービス提供時間帯とは当該従業者の当該事業所における勤務時間 (生活介護、施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間)をいう ものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。
	① 「前年度の平均値」(従業者の必要員数を算出する際に必要な利用者の数の前年度の平均値)は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
「前年度の平均値」	② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。
	③ 特定旧法指定施設が指定障害者支援施設へ転換する場合の「前年度の平均値」 については、当該指定を申請した日の前日から直近1月間の全利用者の延べ数 を当該1月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定後3月間の実 績により見直すことができることとする。
「多機能型」	指定生活介護、指定児童デイサービス、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

参考資料2

常勤換算の計算法

○「常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上」必要とする場合

利用者の数が30人で、基準上、利用者の数を6で除した数以上の員数を必要とする場合。

算定法→ 30人 ÷ 6 = 5.0

当該法人の常勤従事者が1週間に勤務すべき時間数が40時間の場合、

40時間 × 5.0 = 200時間/週



当該事業に従事する職員の1週間の勤務時間数の合計が200時間以上であれば基準を満たす。

〇「常勤換算方法で2.5人以上」必要な場合

算定にあたっては、従業者の勤務延べ時間数を、当該法人の常勤の従業者が従 事すべき時間数(週32時間を下回る場合は32時間とする。)で除し、小数点 第2位以下を切り捨てること。

例えば、常勤週40時間勤務の事業者の場合で

従業者Aさん 週30時間勤務

週25時間勤務 従業者Bさん

従業者Cさん 週30時間勤務

従業者Dさん 週40時間勤務 勤務延べ時間125時間/週の

場合

125時間 ÷ 40時間 = 3.125

(小数点第2位以下切捨) → 3.1人

申請書の付表への入力法

必要人員等について申請書の付表に記載する際には、

例えば、常勤従業者週40時間勤務の事業者の場合で || 「Aさんは週40時間勤務する常勤職員だ」 | が、他の事業所の職務に週10時間従事し

従業者Bさん 週25時間勤務 週30時間勤務 従業者Cさん

週40時間勤務 従業者Dさん

している。 非常勤、兼務 非常勤、専従 常勤、専従

勤務延べ時間125時間/週の場合

常勤換算後の員数は 125時間 ÷ 40時間 = 3.125人 (小数点第2位以下切捨) → 3.1人

/// = 4 \

(1)	(I <i>)</i>					
724	(単位:人)		居宅介護事業従業者		その他の従業者	
種業			専従	兼務	専従	兼務
* 業	従業者数	常勤	1	1		
員の		非常勤	1	1		
数職	常勤換算後の人数		3.	1		
4150	基準上の	必要人数				

記載例

サービス管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

参考資料3

業務の種類		業務の範囲	必要経験年数
	ア	相談支援事業に従事する者 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業	
	イ	相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター ・保健所 ・市町村役場	
1	ウ	施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 地域包括支援センター	
相 談 支	エ	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者雇用支援センター 障害者就業・生活支援センター	5年以上
援 業 務	才	特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校	
	カ	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)相談支援従事者研修修了者 (3)国家資格等※1を有する者 (4)上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者	
	+	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、 身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障 害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不 自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、 重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・地域就労援助センター ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・小学校、中学校の特別支援学級 のいずれかにおいて主に相談支援の業務に従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
②直接支援業務	ア 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 身体障害者東護施設 身体障害者鬼護施設 身体障害者根離れホーム 身体障害者程産施設 身体障害者程を施設 身体障害者程を施設 知的障害者可止或之少一	10年以上

業務の種類		必要経験年数
3有資格者等	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
等	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格 等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。